

# 糸魚川市地球温暖化対策実行計画

## 基本的事項

### 1 計画策定の趣旨

平成9年(1997年)に京都議定書が採択され、我が国については、「2008年(平成20年)から2012(平成24年)」の期間に、温室効果ガスの総排出量を1990年(平成2年)レベルから6%削減するとの目標が定められました。

これを受け、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「法」という。)の制定によって、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの地球温暖化対策の取組みの責務を明らかにするとともに、市町村は、事務事業に関し温室効果ガス排出量削減等の「実行計画」の策定と公表が義務づけられました。

本計画は、市の事務・事業における温室効果ガスの削減目標を明らかにし、率先して地球温暖化対策の取組みを実行するために策定するものです。

### 2 計画の位置づけ

当市は、主体的に「糸魚川市の施設における経費節減と資源保護に関する行動指針」を定め、経費の節減と環境負荷軽減の取組みを推進してきました。この行動指針は、市の全ての公共施設における職員の行動指針として示したのですが、実際の取組みが事務所施設中心の取組みにとどまり、また温室効果ガスの削減目標等は明らかにしていません。

本計画は、法で義務づけられた「実行計画」として、市の事務・事業全般における温室効果ガス排出量削減等の目標を示し、市自ら実行する計画を定めるものです。

### 3 計画期間

本計画の期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とします。

### 4 基準年度

本計画では、平成19年度の温室効果ガス総排出量を把握し、これを基準とします。

### 5 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、市のすべての事務・事業を対象とします。

ただし、市民生活に深く関わる街路・公園等及び職員の配置のない施設は、原則対象外とします。(表1参照)

また、市が指定管理者制度によって管理委託した施設は対象外としますが、本計画について理解と協力を求めていくものとします。

表-1 計画の対象範囲

対象施設		施設数	施設名
行政庁舎		4	本庁舎、能生事務所、青海事務所、ガス水道局
教育施設	小学校	18	磯部、能生、南能生、中能生、木浦、浦本、下早川 上早川、大和川、西海、糸魚川東、糸魚川、大野 根知、今井、田沢、青海、市振
	中学校	5	磯部、能生、糸魚川東、糸魚川、青海
	図書館	3	糸魚川、能生、青海
	文化施設	6	糸魚川市民会館、青海総合文化会館、糸魚川歴史民俗資料館 フォッサマグナミュージアム、青海自然史博物館 長者ヶ原考古館
	スポーツ施設	2	青海屋内水泳プール、能生B & G海洋センター
福祉施設	保育所	9	浦本、大和川、西海、糸魚川東、中央、山ノ井、大野、市振、 寺地
	幼稚園	2	青海、田沢
保健施設		1	能生国民健康保険診療所
消防施設		4	防災センター、能生分署、青海分署、早川分遣所
その他		5	清掃センター、火葬場、浄化センター、総合福祉センター 権現荘

## 6 対象となる温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」で対象となる温室効果ガスは以下の6物質です。  
 当市の事務・事業に伴うパーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）の排出は極めて稀であると考えられることから、本計画では対象外とします。

表-2 温室効果ガスの種類

区分	種類	性質等	地球温暖化係数
計画対象	二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	代表的な温室効果ガスで、日本の温室効果ガスの9割を占めます。化石燃料の燃焼などにより発生します。	1
	メタン (CH <sub>4</sub> )	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなどにより発生します。また、公用車の走行、定置式ガス機関での燃料の使用、し尿処理の過程などにより発生します。	21
	一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	燃料の燃焼、肥料の生産・使用などにより発生します。また、公用車の走行、定置式ガス機関での燃料の使用、し尿処理の過程などにより発生します。	310
	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	塩素が無く、オゾン層を破壊しないフロンですが、強力な温室効果を持ちます。カーエアコンからの漏洩により発生します。	1,300 (HFC-134a)
計画対象外	パーフルオロカーボン (PFC)	炭素とフッ素だけからなるフロンであり、強力な温室効果を持ちます。半導体の製造プロセスなどに使用されます。	6,500 (PFC-14)
	六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	硫黄とフッ素だけからなるフロンの一種であり、非常に強力な温室効果を持ちます。変圧器の絶縁ガスなどに使用されます。	23,900

地球温暖化係数とは、温室効果ガスの温室効果の強さを二酸化炭素と比較して示した数値です。

## 7 温室効果ガスの排出量

### 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成14年12月26日改定）に基づき、ガスの種類ごと、活動ごとに排出量を算定します。

### 温室効果ガスの排出量

基準年度（平成19年度）の温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算量）は、17,708 t-CO<sub>2</sub>でした。

ア 温室効果ガス種類別排出量

種 類	排出量 (kg)	温暖化係数	二酸化炭素換算量 (kg)	割合 (%)
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	17,054,669	1	17,054,669	96.31
メタン (CH <sub>4</sub> )	6,765	21	142,065	0.80
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	1,640	310	508,400	2.87
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	2	1,300 (HFC-134a)	2,600	0.01
計			17,707,734	100

端数処理のため、合計などの計算は一致しない場合があります。

イ 活動区分別排出状況

活動の区分	活動の区分	単位	活動量 (使用・処理量)	二酸化炭素 換算量 (kg)	割合 (%)
燃料の使用 (車両除く)	ガソリン(車両以外)	L	1,443	3,348	0.02
	灯油	L	642,462	1,599,730	9.03
	軽油(車両以外)	L	412	1,079	0.01
	A 重油	L	120,600	326,826	1.85
	液化石油ガス(LPG)	kg	12,778	38,334	0.22
	都市ガス	m <sup>3</sup>	501,528	1,008,071	5.69
車両関係	走行距離	km	1,363,881	10,795	0.06
	カーエアコンの使用	台	135	2,633	0.01
	ガソリン	L	94,421	219,057	1.24
	軽油	L	60,878	159,500	0.90
電気の使用		KWh	16,752,772	9,297,788	52.51
廃棄物	総湿重量	t	13,985	245,229	1.38
	プラスチック乾重量	t	1,633	4,400,935	24.85
下水処理量		m <sup>3</sup>	4,464,128	303,918	1.72
し尿処理量		m <sup>3</sup>	9,517	12,625	0.07
浄化槽処理人口		人	4,248	78,036	0.44
計				17,707,904	100

端数処理のため、合計などの計算は一致しない場合があります。

## 計画の目標

### 1 温室効果ガス総排出量の削減目標

平成 19 年度を基準年度として、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間で、温室効果ガスの総排出量を 5.9%削減することを目標とします。

平成 19 年度の総排出量

17,708 (t- CO<sub>2</sub>)

平成 25 年度の総排出量

16,672 (t- CO<sub>2</sub>)

### 活動区分別削減目標 (使用量・処理量)

活動の区分	活動の区分	単位	平成 19 年度 (使用・処理量)	平成 25 年度 (使用・処理量)	削減量	目標 (%)
燃料の使用 (車両除く)	ガソリン(車両以外)	L	1,443	1,407	36	2.5
	灯油	L	642,462	636,037	6,425	1.0
	軽油(車両以外)	L	412	402	10	2.5
	A 重油	L	120,600	114,570	6,030	5.0
	液化石油ガス(LPG)	kg	12,778	12,459	319	2.5
	都市ガス	m <sup>3</sup>	501,528	488,990	12,538	2.5
車両関係	走行距離	km	1,363,881	1,241,132	122,749	9.0
	カーエアコンの使用	台	135	123	12	9.0
	ガソリン	L	94,421	85,923	8,498	9.0
	軽油	L	60,878	55,399	5,479	9.0
電気の使用		KWh	16,752,772	15,245,023	1,507,749	9.0
廃棄物	総湿重量	t	13,985	13,775	210	1.5
	プラスチック乾重量	t	1,633	1,600	33	2.0
下水処理量		m <sup>3</sup>	4,464,128	4,382,000	82,128	1.8
し尿処理量		m <sup>3</sup>	9,517	9,000	517	5.4
浄化槽処理人口		人	4,248	3,823	425	10.0

端数処理のため、合計などの計算は一致しない場合があります。

温室効果ガス削減目標(二酸化炭素換算量：kg - CO<sub>2</sub>)

活動の区分	活動の区分	平成 19 年度 (使用・処理量)	平成 25 年度 (使用・処理量)	削減量	目標 (%)
燃料の使用 (車両除く)	ガソリン(車両以外)	3,348	3,264	84	2.5
	灯油	1,599,730	1,583,733	15,997	1.0
	軽油(車両以外)	1,079	1,052	27	2.5
	A 重油	326,826	310,485	16,341	5.0
	液化石油ガス(LPG)	38,334	37,376	958	2.5
	都市ガス	1,008,071	982,869	25,202	2.5
車両関係	走行距離	10,795	9,823	972	9.0
	カーエアコンの使用	2,633	2,396	237	9.0
	ガソリン	219,057	199,342	19,715	9.0
	軽油	159,500	145,145	14,355	9.0
電気の使用		9,297,788	8,460,987	836,801	9.0
廃棄物	総湿重量	245,229	241,551	3,678	1.5
	プラスチック乾重量t	4,400,935	4,312,916	88,019	2.0
	下水処理量	303,918	298,447	5,471	1.8
	し尿処理量	12,625	11,943	682	5.4
	浄化槽処理人口	78,036	70,232	7,804	10.0
	総合計	17,707,904	16,671,561	1,036,343	5.9

端数処理のため、合計などの計算は一致しない場合があります。

## 削減に向けた具体的取組

具体的な取組項目として、今まで取組んできた「糸魚川市の施設における経費節減と資源保護に関する行動指針」を土台にし、次の3項目を職員一人ひとりが実践します。

なお、市の全ての事務・事業で推進しますが、行政庁舎、教育施設、福祉施設など、施設によって利用者、利用時間、利用目的等が異なるため、それぞれの施設に適した取組を推進します。

- 省資源・省エネルギーの推進
- 廃棄物等の排出量削減とリサイクルの推進
- 職員の環境意識に根ざした実践

### 1 省資源・省エネルギーの推進

#### 冷暖房の運転基準の徹底(電気料・ガス使用量の削減)

##### ア 冷房の運転基準

- ・庁舎内温度が28度以上になったときに運転する。
- ・雨天時等換気ができない場合は、庁舎内温度・湿度が下記になったときに運転する。
  - ・温度27度以上湿度55%以上になったとき。
  - ・温度26度以上湿度65%以上になったとき。
- ・冷房設定温度は28度とする。
- ・運転時期は、6月から9月までとする。

##### イ 暖房の運転基準

- ・庁舎内温度が18度以下になったときに運転する。
- ・暖房設定温度は18度とする。
- ・運転時期は、12月から翌3月までとする。

##### ウ 冷暖房の運用

- ・運転時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- ・休日等は運転しない。
- ・部屋ごとに風量を適宜調節し、必要以上の冷暖房を行わない。
- ・会議室等を使用した際は、使用者の責任でスイッチを消すこと。
- ・ブラインドを利用して遮光・採光を行い、冷暖房効率を高める。
- ・こまめに清掃点検を行い、冷暖房効率の維持に努める。
- ・噴出し口付近を整理整頓し、送風を妨げない。

##### エ 快適な服装

- ・庁舎内は温度が一定ではなく、体感温度には個人差があるため、ノーネクタイやセーター着用等個々に工夫する。
- ・夏季、冬季は、季節に適した服装で職務する取組みを積極的に取入れる。

#### 照明器具の節電・部分消灯・電球撤去(電気使用量の削減)

- ・照明器具の使用は原則として勤務時間内とし、始業前、休憩中、施設を閉じた後などは、直ちに不要部分の消灯を行う。
- ・利用者及び業務に支障のない範囲で、廊下・ロビー等は常時消灯する。
- ・トイレは使用時のみ点灯する。
- ・器具等の入替・修繕の際は、使用電力の少ないもの・電力効率の良いものを採用する。
- ・好天時の窓際は、採光を利用して照明管理を行なう。
- ・退庁時にはコンセントを抜き、待機電力を削減する。

- ・会議時間の短縮を図る。

パソコン・プリンタ・コピー機の電源断（電気使用量の削減）

- ・不使用時（特に休憩時間）の電源断を徹底する。
- ・勤務時間内であっても、離席時など業務に支障のない範囲で電源断を行う。
- ・待機電力を削減する機器の設置を図る。
  - ・予熱、低電力、オートオフが可能な機器を導入する。
  - ・予熱移行時間、低電力移行時間、オートオフ時間を適切に設定する。
- ・使用しない機器はコンセントを抜く。

残業時間の短縮

- ・事務の効率化を図り、残業時間の短縮とノー残業デーの徹底を図る。
- ・業務終了後はすみやかに退庁する。

エレベーターの使用制限

- ・荷物運搬や身体に障害のある者等を除き、原則使用しない。
- ・使用状況に応じて、時間帯別稼働を検討する。
- ・本庁では、退庁時間以降は1台の稼働とする。

施設構造、電気設備、機械設備の見直し

- ・省エネ診断を行い、改善効果の見込まれるものから変更する。  
（投資経費と削減経費の比較を行う。）
- ・定期的な点検修繕、適正な機器保守を行うことで、機器の長寿命化を図る。
- ・部分消灯ができるよう照明スイッチの細分化を検討する。
- ・インバータ制御の導入を検討する。
- ・消費電力が少なく、電力効率のよい機器の導入、更新を図る。
- ・新たな施設整備の際には、省エネ施設の導入に努めること。

エコドライブの導入

ア 適正運転・管理による燃料費の節減

- ・アイドリングストップを励行する。
- ・急発進、急加速をしない安全運転を徹底する。
- ・作業内容、目的地を確認し、適切な行程を選択する。
- ・不要な荷物を降ろす。
- ・タイヤの適切な空気圧を維持する。
- ・エンジンプレーキを使用する。

イ 公用車の更新にあたっては、低公害車・低燃費車・クリーンエネルギー自動車の導入を図る。

ウ 公用自転車の使用

- ・目的地までの距離が2km以内の場合は、徒歩または自転車を使用する。

エ カーエアコンの使用自粛

- ・気象条件に応じて、カーエアコンの使用自粛と適切な温度設定を行なう。

## 2 廃棄物等の排出量削減とリサイクルの推進

### 廃棄物の排出削減とリサイクルの推進

- ・ 部署ごとに、古紙、資源ごみの分別徹底を行う。
- ・ 事務室内の個人用ゴミ箱を撤去する。(課ごとにゴミ箱設置)
- ・ 不用意なごみの廃棄を減らす。
- ・ 備品購入時には、詰め替え、差し替えのできる製品を選択する。

### 3 R活動による循環型社会システムの推進

#### ア リデュース【reduce】: 抑制する、減らす、縮小する

- ・ 使い捨て商品となるべく買わず、同じ用途であればリサイクル製品を購入する。
- ・ 過剰包装、不要な封筒の使用を避ける。

#### イ リユース【reuse】: 再生する、再使用する

- ・ ミスコピーを有効利用する。
- ・ 使用済み封筒を再利用する。

#### ウ リサイクル【recycle】: 再生利用する

- ・ 不要廃棄紙は、ホッチキス針、クリップ、バインダー等の器具を外し、リサイクルの徹底を図る。
- ・ 缶、びん、ペットボトル、古紙の分別徹底を図る。

### トイレ・洗面所・給湯室の節水

#### ア 水圧調整・節水コマ・節水蛇口等について研究し、実施できるものから随時導入する。

- ・ 点検により適正水圧を維持する。
- ・ 節水コマ、節水蛇口への交換を図る。
- ・ トイレ用擬音装置を導入する。
- ・ 自動水洗を導入する。

#### イ トイレ、手洗い、食器洗い、洗車等における節水に心掛ける。

- ・ 水を流しっぱなしにしない。
- ・ 洗剤を必要以上に使わない。

### F A X・電子メール・グループウェアの活用(紙使用量の削減)

#### ア グループウェア(パワーエッグ)、電子メールを利用し、ペーパーレスに努める。

- ・ 職員への周知等はグループウェアを活用し、紙の配布・回覧を減らす。
- ・ 職員向けの資料(議案書、予算・決算書、各種計画書等)は、印刷配布しない。

#### イ F A X送信票の見直し

- ・ F A Xで回答を求めるものには、「送信票不要」を表示し、用紙の削減を図る。
- ・ 送付時の送付票をやめ、ゴム印等で代用する。(送信時間の短縮)

### 用紙類の削減

#### ア ペーパーレス化・両面印刷の推進

- ・ 必要部数を考慮し、ムダのないように作成する。
- ・ 印刷の際は、可能な限り両面印刷を徹底する。
- ・ 職員向けの資料等は、庁内LANを利用して電子データを活用し、紙の配布・回覧は行わない。

- ・電子データで提供された資料は、できる限り印刷しない。

#### イ 印刷枚数低減のための工夫

- ・A4を2枚印刷するよりは、A3で印刷し裁断する。(カウント 1)
- ・集約印刷(2UP, 4UP)を利用し、印刷枚数を減らす。
- ・会議案内文書等は、差し支えない範囲ではがきを活用する。

#### ウ ミスコピーの削減・再利用

- ・印刷設定の再確認、スタートキー押下前のリセットを励行する。
- ・リサイクル用として分別を徹底する。(個人情報には注意)
- ・裏面の有効利用を行う。(メモ用紙、試し印刷用)

#### グリーン購入の推進

##### ア 再生紙の購入・使用

- ・使用する用紙は、再生紙とする。

##### イ グリーン購入適合品の購入・使用

- ・グリーン購入ネットワークに加盟し、グリーン購入適合品の優先的購入に取り組む。
- ・パソコン、コピー機等のOA機器の購入にあたっては、国際エネルギースターロゴ表示品等、エネルギー消費効率の高い機器を選択する。
- ・事務用品の購入にあたっては、エコマーク商品やグリーンマーク商品等グリーン購入適合品を選択する。
- ・グループウェアを活用し、グリーン購入のための参考情報を各所属に提供し、職員一人ひとりの認識を深め、積極的な推進に努める。

## 《保育所・幼稚園、学校における取組》

保育所・幼稚園、小・中学校は、他の施設とは形態や条件が異なり、また児童・生徒の理解と実践が伴うことから、次の取組を推進します。

### 【電気・燃料使用量の削減】

空調は適切な温度設定（冷房28℃、暖房18℃）に努めます。

使用していない教室、特別教室等は、空調を消します。

教室、特別教室、廊下やトイレなどの照明は必要がない時や昼休み等には、消すよう努めます。

外出の際には、パソコンの電源を切ります。

教室や体育館の照明は、明るさによって調整します。

印刷機は、使用时以外電源を切ります。

### 【水道使用量の削減】

手洗いやプールのシャワーの使用時、水を出し過ぎたり、流しっぱなしにしません。

プールの水位調節のための給排水を少なくするように工夫します。

手洗の時、泡切れのよい泡石鹸を使用し、水の使用量が少なくなるように努めます。

### 【紙の使用】

印刷は、できるだけ裏紙を利用します。

大量の印刷物はA3印刷で行い、カットします。

集約印刷（2UP、4UP）を利用し、印刷枚数の削減に努めます。

ミスコピー防止のため、印刷後はリセットボタンを押します。

冊子は、両面印刷で作成します。

保護者（子ども）への配布物の減量に努めます。

職員会議等でパソコンを活用し、印刷物の減量に努めます。

電子データで送られてきたものについては、必要がない限りプリントアウトしません。

### 【ごみ減量・リサイクル】

再利用できる紙はごみ箱に捨てずに再利用に努めます。

ファイルや紙フォルダは再利用に努めます。

郵便以外には新しい封筒を使用せず、使用済み封筒の再利用をします。学校関係者へは、往復封筒を作成し利用します。

職員宛ての公告類は家に持ち帰り、ゴミ箱に捨てません。

給食調理時の工夫により生ゴミの削減に努めます。

給食は残さず食べるように指導し、残量を出さないよう努めます。

### 【その他（環境教育など）】

子どもたちに、省エネや節水を呼びかけます。

環境教育の全体計画に従い、環境教育に努めます。

植栽や花壇造りに努めます。

ベルマーク、エコマーク、使用済みカートリッジなどを収集し、リサイクルポイントの活用に努めます。

### 3 職員の環境意識に根ざした実践

#### 積極的な削減行動

- ・ 随時アイデアを募集し、取り組み可能なもの、有効なものを積極的に実施する。
- ・ 不要なレジ袋、割り箸は断る。

職員一人ひとりの環境意識の向上を図る。

「地球温暖化対策実行計画」及び「糸魚川市の施設における経費節減と資源保護に関する行動指針」の周知・啓発を図る。

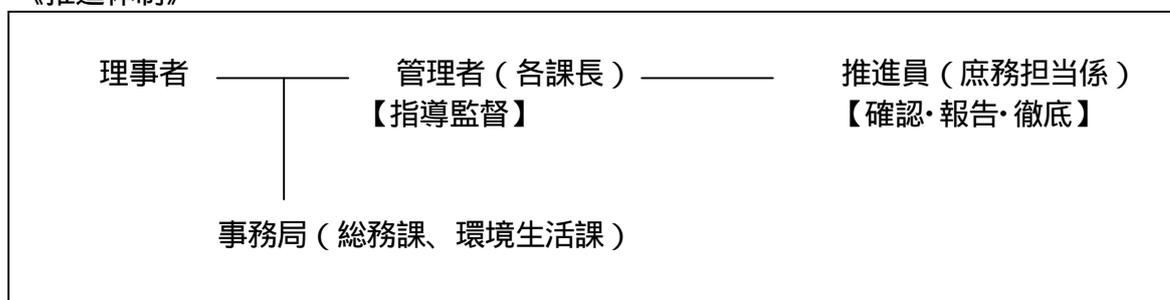
チームマイナス6%等の環境保全活動への参加を促進する。

職員は、地域の環境活動に積極的に参加する。

#### 計画の推進体制

- ・ 温室効果ガスの排出量の把握、削減の実行にあたっては、庁内関係課の連携・協力が不可欠となるため、次の体制で推進します。
- ・ 常に日常業務の中で意識を持って取り組みます。
- ・ 随時取り組みを確認・点検し、着実な実践を図ります。
- ・ 部署単位で管理者・確認者等を定め、節約意識の浸透を図ります。

#### 《推進体制》



必要に応じて、実施状況調査を行い、課長会議等で報告・確認する。

#### 取り組み状況・成果の公表

- 1 継続的・効果的な取り組みとなるよう、取り組み状況・成果をホームページ等で公表する。
- 2 使用量を定期的に職員に周知し、より一層の意識の高揚を図る。
- 3 市民への公表を通じ、削減意識の保持と取り組み自体の市民への波及を図る。  
職員一人ひとりが職場において率先して取り組むことで、家庭や地域においてもこの取り組みを広げるよう努める。  
市が率先して省エネルギー・資源保護に取り組んでいる内容を市民へ周知する。

#### 実行計画の見直し

- 1 取り組み効果を上げるため、随時内容の見直しを行う。
- 2 実施結果に基づき取り組み目標を見直す。
- 3 技術革新等の変化に対応して取り組み内容を見直す。